

FOCUSスパコンISV事業者用アカウント利用規程

(趣旨)

- 第1条 このFOCUSスパコンISV事業者用アカウント利用規程（以下「本規程」という。）は、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が運用するスーパーコンピュータシステム（以下「FOCUSスパコン」という。）における、ISV事業者用アカウントの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程は、公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款（以下「約款」という。）に優先して適用され、本規程に定めのない事項については、約款に準じるものとする。

(利用目的)

- 第2条 ISV事業者用アカウントは、次の利用目的に限定し、財団が発行する。
- (1) アプリケーションソフトウェアのインストール、保守、管理にかかる利用
 - (2) アプリケーションソフトウェア利用講習会等の実施にかかる利用
 - (3) その他財団が認める利用

(利用資格)

- 第3条 ISV事業者用アカウントを利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 約款第5条第1項に定める利用者
 - (2) FOCUSスパコンを用いた講習会等の主催者
 - (3) 「京」を中核とするHPCIシステム利用者
 - (4) その他、理事長が認める利用者
- 2 前項の定めとともに、日本国政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員かつ日本国内の居住者のみが利用資格を持つ。
- 3 前項に定める日本国内の居住者とは、以下のとおりとする。
- (1) 日本人でありかつ日本国に居住するもの
 - (2) 日本人でありかつ日本の在外公館に勤務するもの
 - (3) 外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの
 - (4) 外国人でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過しているもの

(利用の範囲)

- 第4条 ISV事業者用アカウントは、第2条第3号にかかる利用目的として、アプリケーションソフトウェアの並列性能測定（ベンチマークテスト）を目的に利用することができる。
- 2 並列性能測定を実施する場合は、対象アプリケーション、検証ノード数・プロセス数、想定利用システム、希望計算資源量等を財団に事前に報告し、許可を得ること。
- 3 前項の報告が、ISV事業者用アカウントにおける適切な利用目的であると財団が判断した場合は、財団が指定する範囲において、その利用を許可する。

- 4 前項の許可を受け実施した並列性能測定の結果は、FOCUSスパコン利用者を含め、広く一般的にウェブ等を通じ公開すること。

(経費の負担)

- 第5条 ISV事業者用アカウントのアカウント発行手数料及び第2条第1号もしくは第2号の利用目的を満たすアカウントの利用については、無償とする。
- 2 第2条第3号に該当すると財団が認める利用目的における当該アカウントの利用について、以下の範囲での計算資源利用を、無償とする。
- (1) 財団が指定する範囲において、その利用を許可した並列性能測定
- (2) 既存の環境での動作と、FOCUSスパコン上での動作に差異が生じた場合の、原因調査や対策を検討するためのジョブ実行
- 3 第4条第3項、前項第1号及び第2号に定める範囲を超えて計算資源を利用する場合は、無償の範囲も含め、使用した経費の全額を負担するものとする。

(予約利用)

- 第6条 前条に定める並列性能測定を実施する際、計算資源を予約（日単位、月単位等）しての利用を希望した場合、前条の定めに関わらず、その利用の全てを有償とする。

(追加ストレージ領域)

- 第7条 プロジェクトに付随するホーム領域のほか、追加でストレージの利用を希望する利用者は、その旨を利用目的と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、追加ストレージ領域へのストレージの追加を認める。
- 2 ISV事業者用アカウントが利用できる追加ストレージ領域は以下のとおりとし、前項の申し出の際に併せて、いずれの追加ストレージ領域を希望するか申し出ること。
- (1) ISV事業者用アカウント利用者共有の追加ストレージ領域
- (2) ISV事業者用アカウント利用者個別の追加ストレージ領域
- 3 前項第1号の追加ストレージ領域の利用は無償とし、第2号の追加ストレージ領域の利用は、有償とする。
- 4 第2項第1号の追加ストレージ領域は、その他の利用状況により容量を変更若しくはサービスを停止する場合がある。
- 5 第2項の追加ストレージ領域のいずれかに関わらず、追加ストレージ領域に保存されたデータ等は、利用期間終了後、直ちに財団が消去する。

(附 則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。